

## 論文の内容の要旨

農業・資源経済学 専攻

平成 15 年度博士課程 進学

氏名 李 侖 美

指導教官 谷口 信和

### 論文題目 JA(農協)出資農業生産法人の研究

本論文は、1992 年の「新しい食料・農業・農村政策」(新政策)の一環として 1993 年 8 月の農地法改正で生まれるとともに、2000 年以降、急速に全国で設立されている新しい農業法人形態である JA(農協)出資農業生産法人(以下の本文では基本的に JA 出資法人と略記する)をとりあげ、その今日的到達点を 108 法人に対するアンケート調査(2004 年 9 月実施)と 46 法人の損益計算書(2003 年度)の分析を通して明らかにするとともに、実態調査を踏まえて企業形態に関する類型化を試み、今後の農業構造改革における意義を検討することを課題としている。そのために、本論文は以下のように 4 部・11 章構成を取った。

第 部は日本農業の構造問題を解決する上で、JA 出資法人に期待が集まっている状況を、新基本計画における担い手政策の変容(第 1 章) 構造問題の現局面(第 2 章) 農水省と農業団体における JA 出資法人への政策的対応(第 3 章)の視点から検討した。

第 1 章においては、JA 出資法人への期待が高まっている状況を新基本計画の制定を軸としながら論じ、JA 出資法人に関する研究史の整理を踏まえて、本論文における課題の設定を行った。第 2 章では、土地利用型農業の担い手をめぐる最新の状況を整理して、JA 出資法人の登場が期待される背景に対する理解を深めた。そして、第 3 章においては、農業生産法人をめぐる政策的対応の歴史を振り返り、JA 出資法人が法認され、高い位置づけを与えられたことの意義を確認する。その上で、JA 陣営の中で、JA 全中の JA 出資法人育成に対する取組みと、先発事例を生み出したいくつかの JA 県中央会、個別 JA(単協)の JA 出資法人設立の取組みについて検討した。

第 部は第 4 章において、JA 出資法人の具体的な存立構造を企業形態、JA の出資、経営構造について他の指標とのクロス集計を通じて浮き彫りにした。その上で、アンケート調査に付帯して収集した収支決算書(貸借対照表・損益計算書など)の分析を通して、JA 出資法人経営の採算性や財務状況を検討し、JA 出資法人の経済状態における今日的到達点について先発経営を中心にした評価を

加えた。

第 部は「JA出資農業生産法人の諸類型」と題して、第5章から第10章でアンケート分析と個別実態調査を踏まえてJA出資法人の企業形態に関する類型化を試みた。

以上の分析を踏まえて最後に、第 部第 11 章においては、今日の日本農業の構造問題の局面における JA 出資法人の意義を明らかにするとともに、直面する課題の一端を次のように提示した。

第 1 に、2000 年以降、日本農業が戦後最大の構造再編期に突入する中で農水省は新基本計画の策定とその実践を通して、JA 出資法人や集落営農などを構造再編の重要な担い手として積極的に認知・育成する方針を採用するに至った。その背景には「2010 年の構造再編の展望」実現が困難となった中で、地域農業の実践において存在感をもちはじめていた JA 出資法人に期待を寄せざるをえない状況の変化があった。

第 2 に、農協系統組織においても第 2 段階までは JA 出資法人の育成は個別単協の課題に止まっていたが、2000 年 10 月の JA 全国大会を契機として、全中・県中が JA 出資法人の積極的な育成に乗り出すことになり、JA 出資法人の育成は新たな段階に入った。そうした全国・県レベルでの政策転換の背後には耕作放棄地対策として財界が主張する一般株式会社の農業参入に対抗して、JA レベルでも効果的な耕作放棄地対策を構築する必要に迫られたことがある。JA 出資法人はそのための有力な武器とみなされたといえることができる。

第 3 に、こうした JA 出資法人をめぐる政策環境の変化に対応して、2001 年以降、JA 出資法人の設立は数が急増するだけでなく、東日本への傾斜を強めつつ、全国に及ぶとともに、それまでの中山間地域から都市地域に広がり、さらに当初から大規模な経営が設立されるようになった(量的変化 1)。

第 4 に、地域農業の担い手問題への「公共的な対応」としては、2001 年までは市町村農業公社の設立が重要な意義を有していたが、2001 年以降は経営としての機動性への期待から、JA 出資法人の設立に重点が移りつつある。こうした中で、市町村農業公社の下に JA 出資法人を設立するか、JA 出資法人に市町村が出資する事例が増加し、JA 出資法人の変化が起きつつある(質的变化 1)。その背後には市町村合併の進展と地方財政危機の下で、市町村が農業の担い手問題に効果的に対応できないという事情が作用している。

第 5 に、第 2 段階まではもっぱら 1JA1 出資法人という設立方式に止まっていたが、第 3 段階では集落営農への JA 出資という新たな政策方向が登場するとともに、JA の経営危機対策とも関連して、JA の現業部門を JA 出資法人に移管する形での組織再編が選択され始めたことから、1JA 複数 JA 出資法人の設立という質的に異なる段階への移行が確認できる(質的变化 2)。

第 6 に、JA 出資法人の経営状態は第 2 段階までは設立後の期間が短く、規模が小さかったことも影響して全般的に赤字的な状況に止まっていたが、第 3 段階に入るにしたがって規模拡大が進み、水田面積 30~50ha に達するとともに改善がみられ、安定的な経営が増加する中で新規設立の機運が盛り上がっていることが窺える(量的変化 2)。

第 7 に、第 3 段階において規模拡大を進めた既存経営と水田作を中心として新設された大規模経営は資本金額を高度化しつつ、事業多角化を通じて、売上高の増大と経営状態の改善を実現しつつある。

こうした大規模経営は JA 出資割合が概して高いか、JA と自治体の共同出資という形態を取っているケースが少なくない(量的・質的变化 3)。

第 8 に、今日の局面における JA 出資法人の類型化は、これまでのように JA 出資法人の全国的な展開状況に関する情報がないところで、わずかな個別事例分析で得られた知見をもとにして、理論的なフレームワークを当てはめて理解しようとする演繹的な類型化の視点を脱却して、現実を展開している多様な JA 出資法人を類型化できる帰納的な類型化の視点の採用が必要であろう。そこでは、実態論的アプローチ(集落経営体的法人の弁別)と事業部門的アプローチ(本来の農業、農業サービス事業、農業関連・非関連事業の兼併状況を基準とする)の併用が有効である。

第 9 に、こうした JA 出資法人の帰納的な類型化の視点によれば、個別農業経営的法人 = 農業経営が中心:(有)ひめのうグリーン(姫路市)を典型とする 48 法人、作業受託会社会的法人 = 作業受託が中心:(有)コントラクター旭川(北海道)を典型とする 12 法人、集落経営体的法人 = 集落営農の組織化:(農)夢ファームたろぼう(都城市)を典型とする 6 法人、JA 現業部門的会社会的法人 = 農業関連・非関連事業が中心:(有)アグリセンター都城(都城市)を典型とする 6 法人、総合農企業的法人 = 多様な事業の兼併:(有)グリーンファーム(福島県昭和村)を典型とする 21 法人、の 5 類型を指摘することができる

第 10 に、JA 出資法人は第 2 段階までは個別農業経営的法人を中心とし、一部に農作業受託会社会的法人が存在する構成をとっていたが、第 3 段階では集落経営体的法人や JA 現業部門会社会的法人などの新たな類型が登場するとともに、多くの法人が総合農企業的法人への傾斜を強める形で、経営基盤の強化を図っているものと理解できる(質的变化 4)。

第 11 に、とはいえ、最近になって解散する JA 出資法人が現れる一方、これまでの単協だけでなく全農県本部が出資する法人や多数の認定農業者が出資する法人が生まれるなど(<補論>参照) JA 出資法人のあり方をめぐってははまだ流動的な要素が少なくないため、今後の動向を注意深く見守る必要がある。

第 12 に、JA 出資法人は新たな経営所得安定対策の実施下において、担い手の有力な一翼を占めることが期待されている。そのため、JA 出資法人の今日の経営的基盤の到達点が新たな政策体系のどの水準に位置づけられるのかという検討が不可欠となるであろう。また、すでに達成されつつある経営基盤の安定化が JA や自治体による支援のいかなる水準によって可能となっているかについても更なる検討が必要である。これらはいずれも本論文に続く今後の研究課題である。

いずれにしても、以上のような特徴をもった JA 出資法人は新基本計画実施過程においては、さらに集落営農の受け皿という新たな役割を担うことが予想され、今後の日本農業における担い手として独自の地位を占めることは疑いない。本論文が JA 出資法人の研究においてささやかな一里塚となることを願って、まとめに代えることにしたい。